

山口市国際化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、姉妹友好都市を始めとする海外都市との交流活動を支援することにより、地域の国際化を推進し市民の国際感覚を醸成するとともに、山口市の魅力を海外都市に発信し、本市の交流人口の増加につなげることを目的として、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象者)

第2条 補助金交付の対象者は、次のいずれかに該当する各団体とする。

(1) 市内に事務所又は活動基盤を有し、かつ、規約等を定めて組織されている非営利団体

(2) その他市長が特に必要と認めた団体

(補助金交付の対象事業及び対象経費等)

第3条 この事業の区分・対象・限度額等は、別表1に掲げるとおりとする。また、補助対象経費は別表2のとおり、補助対象外経費は別表3のとおりとする。ただし、他の団体等から補助金等の交付を受けている場合、あるいは、参加者から入場料等の収入を得る場合は、補助対象経費の合計額から、これらの補助金、入場料等を除いて得た額を補助対象経費とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助の対象としない。

(1) 営利を目的とする事業

(2) 特定の政治活動又は宗教活動に利用されるおそれのある事業

(3) 公共の安全及び秩序を害するおそれのある事業

(4) 主たる目的が観光・興行などである事業

(5) その他、市長が助成対象事業としてふさわしくないと認める事業

(補助金の制限)

第4条 同一団体への補助は、同一年度につき1事業とする。

2 連続3年を超えて同一団体への補助をした場合、次年度の補助金の決定においては、新規団体等を優先するものとする。

3 本市、国、県、その他これらに準ずる団体等からの委託により行っている事業

は対象外とする。

（補助金の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、山口市国際化推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 補助事業に要する経費のうち補助対象経費の内容を明らかにした見積書等
- (4) その他、申請の参考となる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するか否かを決定する。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに山口市国際化推進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（計画変更）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業の計画を変更又は中止しようとするときは、山口市国際化推進事業計画変更（中止）申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは変更又は中止決定を行い、山口市国際化推進事業計画変更（中止）承認書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金の交付を受けた申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに山口市国際化推進事業実績報告書（様式第7号）により、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第9号）
- (3) 補助事業に要した経費のうち補助対象経費の内容を明らかにした領収書等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告を受領したときは、その内容を審査の上、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、第6条第1項の規定に基づく交付決定額（第7条の規定により交付決定額を変更した場合は変更承認後の額）の範囲内で補助金の額を確定し、山口市国際化推進事業補助金額確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、期限を定めて、当該超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、必要と認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、山口市国際化推進事業補助金精算（概算）払請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(補助の取消し)

第11条 市長は、補助金の交付決定の通知を受けた申請者が、次の各号の一に該当するときは、山口市国際化推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金がある場合は、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定のほか、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、交付決定者に対し、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 交付決定者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、指

定された期日までに補助金を返還しなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 山口市国際交流事業補助金交付要綱は廃止する。
- 3 山口市姉妹友好都市等交流事業補助金交付要綱は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

事業区分	対象事業	対象国	限度額	備考
1 海外派遣・受入事業	1 姉妹友好都市をはじめとする海外都市との相互理解、友好親善の推進を目的とし、海外への派遣・受入を伴う活動で、市民が幅広く参加できる国際交流事業	姉妹友好都市等	補助対象経費の2分の1以内で一人当たりの限度額を2万円とし、1事業につき20万円を限度とする	
		特定なし	補助対象経費の2分の1以内で一人当たりの限度額を1万円とし、1事業につき10万円を限度とする	
	2 高校生以下の青少年を海外に派遣・受入し、文化・スポーツ交流などを通じて国際理解を促進し、グローバル社会で活躍するひとづくりに寄与する事業	姉妹友好都市等	補助対象経費の2分の1以内で一人当たりの限度額を5万円とし、1事業につき50万円を限度とする	・青少年とは小学5年生以上高校生以下の者 ・引率者（通訳含む）は、青少年総数の1/3（端数切捨て）以内の人数分を対象経費に含める。
		特定なし	補助対象経費の2分の1以内で一人当たりの限度額を3万円とし、1事業につき30万円を限度とする	
2 市内国際交流促進事業	1 姉妹友好都市等との相互理解、友好親善の推進を目的に市内で行われる活動で、市民が幅広く参加できる国際交流事業	姉妹友好都市等	補助対象経費の2分の1以内で1事業につき50万円を限度とする	
	2 市内で開催され、多くの市民が参加し、国際理解を促進することのできる国際交流事業	特定なし	補助対象経費の2分の1以内で1事業につき10万円を限度とする	
3 市内多文化共生促進事業	市内で開催され、多くの市民が参加し、多文化共生を促進することのできる交流事業	特定なし	補助対象経費の2分の1以内で1事業につき10万円を限度とする	

※姉妹友好都市等とは、姉妹友好都市のスペイン・パンプローナ市、中国・済南市、韓国・公州市及び昌原市、その他交流都市の中国・鄒平市、フィンランド・ロヴァニエミ市のことをいう。

※海外派遣事業は、事業終了後、活動記録を市HPで公開するため、報告書（任意様式）を提出すること。

別表 2 補助対象経費

補助対象事業を実施するために直接必要な経費の範囲内で次に掲げる経費

区分	経費の種類
報償費	講師謝礼、通訳謝礼等
旅費	講師、通訳者、外国からの招へい者、海外への派遣に参加する市民等に係る交通費、宿泊費等
需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費、交流事業に必要な材料費等
役務費	通信運搬費（切手、物品輸送代、Wifiレンタル代等）、広告料、傷害保険料等
使用料、賃借料	会場、備品、車両、有料道路通行料などの使用に係る経費
その他の経費	上記以外に市長が必要と認める経費

別表 3 補助対象外経費

経費の種類
団体の運営のための経費
飲食を伴う経費
記念品、お土産の購入経費
団体内部の者に対する視察研修旅費
固定資産、備品等の取得費及び整備費
事業終了後、個人及び団体の持ち物となる物品等の購入費